ホ　分析される物質の分子線を用いてイオン化するイオン源を有するものであって、次のいずれかに該当するもの
（一）零下八〇度以下の温度となることができるコールドトラップ及びステンレス鋼若しくはモリブデンで構成され、裏打ちされ、又は被覆されたイオン化室を有するもの
（二）イオン化室が六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
ヘ　アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源を有するもの
ト　磁石又は四重極を用いたものであって、次の（一）から（五）までのすべてに該当するもの
（一）原子質量単位で表した質量が三二〇を超えるイオンを測定することができるもの
（二）イオン源が、ニクロム若しくはモネルで構成され、若しくは裏打ちされたもの又はニッケルで被覆されたもの
（三）分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの
（四）同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの
（五）六ふっ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるように設計したもの

三十六　圧力計又はベローズ弁であって、次のいずれかに該当するもの
イ　アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金製のセンサーを用いた絶対圧力計であって、次のいずれかに該当するもの
（一）フルスケールが一三キロパスカル未満であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナス一パーセント未満のもの
（二）フルスケールが一三キロパスカル以上であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がプラスマイナス一三〇パスカル未満のもの
ロ　ベローズ弁であって、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金（ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。）で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

三十七　ソレノイドコイル形の超電導電磁石であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの（医療用の磁気共鳴イメージング装置に用いるように設計したものを除く。）
イ　磁束密度が二テスラを超えるもの
ロ　コイルの長さを内径で除した値が二を超えるもの
ハ　コイルの内径が三〇〇ミリメートルを超えるもの
ニ　コイルの軸の中心部分を中心として内径の三五パーセントを半径とする円であって、コイルの軸に垂直なものの範囲において、磁界の均一性が一パーセント未満のもの

三十八　真空ポンプであって、吸気口の内径が三八センチメートル以上のもののうち、排気速度が一秒当たり一五、〇〇〇リットル以上で、かつ、到達圧力が一三・三ミリパスカル未満のもの

三十九　直流の電源装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　出力電流が五〇〇アンペア以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が〇・一パーセント未満で、かつ、出力電圧が一〇〇ボルト以上の状態で連続八時間を超えて使用することができるもの